■教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定する情報

教員の養成の目標および当該目標を達成するための計画に関すること【第 22 条の 6 第 1 号関係】

◎教員の養成の目標

本学は、1885 年アメリカの女性宣教師ジェニー・ギール女史が創立した「英和女学校」から一貫してキリスト教に基づく建学の精神に則った教育を営んできている。

大学学則第 1 条には、「神を畏れ奉仕に生きるよき社会人としての女性を育成する」ことが、また、大学院学則第 1 条には、「専門的知識と研究能力を備え、国際社会に対応できる女性を育成する」ことが謳われている。さらに、学位授与方針には、「教育・研究を通じて獲得した専門分野の知識を生かし、他者とともに、希望をもって社会貢献のために活躍する豊かな人間性と高度な実践力を有した者」に学位を授与することが記されている。

教職課程においては、以下のような資質能力を有する教員を養成することを目標とする。

1　基礎的学力とコミュニケーション能力、専門的知識と実践的技能
2　幼児・児童・生徒の育ちや環境を考える思考力、問題を解決する判断力、より良い育ちを考えデザインする思考力
3　幼児・児童・生徒の創造的に生きるための基礎づくりを援助しようとする姿勢・態度

◎当該目標を達成するための計画（教育課程）

教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程の編成に当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）の内容等を踏まえ、本学では、「基礎を身につけ、学びを広げる段階（1・2 年)」「専門性を深める段階（3 年)」「学びの成果をまとめる段階（4 年)」を位置づけ、体系性をもった教育課程を編成している。

幼稚園教諭免許課程では、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育職員免許法第 66 条の 6 に定める科目」「教員の基礎的理解に関する科目等（大学が独自に設定する科目を含む)」という区分により編成している。

小学校教諭免許課程及び中学校･高等学校教諭免許課程では､「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育職員免許法第 66 条の 6 に定める科目」「教員の基礎的理解に関する科目等（大学が独自に設定する科目を含む)」という区分により編成している。

特別支援学校教諭免許課程では、上記区分に「特別支援教育に関する科目」という区分を加え編成している。

また、本学では、介護等体験、学生ボランティア活動等、学校現場等での体験活動の場を提供している。

以上のような計画（教育課程）によって、当該目標を達成することをめざしている。

教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること【第 22 条の 6　第 2 号関係】

◎教員の養成に係る組織（教職課程を有する学部・学科）

◇幼稚園教諭免許課程

学部	学科	取得する免許
人間関係学部	子ども発達学科	幼稚園一種免許

◇小学校教諭免許課程

学部	学科	取得する免許
人間関係学部	子ども発達学科	小学校一種免許

◇中学校・高等学校教諭免許課程

学部	学科	取得する免許	
人文学部	現代文化学科	中学校一種免許国語	高等学校一種免許国語
	言語芸術学科	中学校一種免許英語	高等学校一種免許英語
人間関係学部	心理学科	中学校一種免許社会※	高等学校一種免許公民
国際キャリア学部	国際英語学科	中学校一種免許英語	高等学校一種免許英語

※2023 年度入学生より廃止

◇特別支援学校教諭免許課程

学部	学科	取得する免許
人間関係学部	子ども発達学科	特別支援学校一種免許 （知的障害者、肢体不自由者 、病弱者）

◎教員の養成に係る組織（教職課程を運営する組織）

◇教職課程委員会

（目的）

教職課程委員会は、全学的な協力の下で、本学の教職課程に係る諸事項を審議し、定期的な自己点検・評価の実施により、教職課程の質的水準の維持及び向上を図ることを目的とする。

（業務）

(1)全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定に関すること。

(2)各学科等の教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保並びに調整に関すること

(3)複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設、専任教員の配置等全学的な教育課程の編成及び調整に関すること。

(4)全学的な教職課程の教員組織の整備及び調整に関すること。

(5)各学科等における教育課程及び授業科目の状況の確認の実施（シラバスの確認の実施を含む）に関すること。

(6)学修成果に関する情報の集約及び分析の実施（「履修カルテ」の作成・管理を含む）に関すること。

(7)全学的な視点からの FD 及び SD の実施に関すること。

(8)情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施並びに整合性の確保及び調整に関すること。
(9)教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定及び関連する取組の実施に関すること。
(10)教職課程の学生に対する履修指導、進路指導等に関すること。
(11)関係機関等との連携及び交流に関する連絡調整の実施並びに全学的な整合性の確保及び調整に関すること。
(12)教職課程の自己点検・評価の実施並びに学内及び外部からのフィードバックに対する対応に関すること。
(13)その他教職課程に関すること。
(構成)
(1)幼稚園教諭、小学校教諭、中・高等学校教諭及び特別支援学校教諭の免許課程を担当する専任教員　各免許担当１名
(2)教職課程を設置する学科における教職科目（「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教科及び教科の指導法に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目」）を担当する専任教員　各学科代表１名
(3)教務課長

◇教職支援センター

（目的）
教職支援センターは、教職を目指す本学の在学生及び卒業生に対して教員採用選考試験等教員採用に関する支援を行い、試験に合格する実力を養うとともに、現職教員に対する研修等を実施し、教員として必要な資質能力の開発及び実践的指導力の養成に貢献することを目的とする。
（業務）
(1)　教員採用選考試験対策等、教員採用支援に関すること。（小免・特支免・中高免対象）
(2)　現職教員の研修に関すること。
(3)　教育研究会に関すること。
(4)　教職課程教育の改善を図るために必要な調査及び研究に関すること。
(5)　児童・生徒対象のセミナーに関すること。
(6)　予算に関すること。
(7)　設備に関すること。
(8)　定期的な自己点検・評価。
（運営委員会）
運営委員会は、教職支援センターの事業及び運営に関する事項を審議する。ただし、学部共通の重要事項については、連合教授会の承認を得るものとする。
（構成）
(1)　センター長
(2)　教職課程を設置する学科において、教科に関する科目又は教職に関する科目を担当する教員各１名
(3)　大学院研究科の専攻（学部の兼任可）において、教科に関する科目又は教職に関する科目を担当する教員　各１名
(4)　センター長が必要と認めた者

◎教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目

◇人文学部 教員　　◇人間関係学部 教員　　◇国際キャリア学部 教員

教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること。【第 22 条の 6　第 3 号関係】

◎教職課程

◇授業科目一覧

◎授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画

◇シラバス

卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること。【第 22 条の 6　第 4 号関係】

◎一種免許状

学科	免許種	教科	2020年度	2021年度	2022年度
現代文化学科	中学校一種免許	国語	4	8	23
言語芸術学科		英語	3	1	6
心理学科		社会	3	2	0
国際英語学科		英語	13	9	13
現代文化学科	高等学校一種免許	国語	4	7	8
言語芸術学科		英語	3	1	6
心理学科		公民	3	2	0
国際英語学科		英語	13	9	13
子ども発達学科	幼稚園教諭一種免許	－	96	108	69
	小学校教諭一種免許	－	36	45	35
	特別支援学校一種免許（知・肢・病）	－	9	13	23

◎専修免許状

学科	免許種	教科	2020年度	2021年度	2022年度
発達教育学専攻	幼稚園教諭専修免許	－	0	1	1
	小学校教諭専修免許	－	0	0	1

卒業者の教員への就職の状況に関すること。【第 22 条の 6　第 5 号関係】

		学部	人文学部		人間関係学部		国際ｷｬﾘｱ学部
		学科	現代文化	言語芸術	心理	子ども発達	国際英語
2022 年度	年度合計	48	3	2	0	37	6
	幼稚園	13	0	0	0	13	0
2023 年	小学校	21	0	0	0	20	1
3 月卒業	中学校	7	1	1	0	0	5
	高等学校	3	2	1	0	0	0
	特別支援	4	0	0	0	4	0
2021 年度	年度合計	52	3	1	0	44	4
	幼稚園	18	0	0	0	18	0
2022 年	小学校	24	0	1	0	23	0
3 月卒業	中学校	7	3	0	0	0	4
	高等学校	0	0	0	0	0	0
	特別支援	3	0	0	0	3	0
2020 年度	年度合計	47	1	1	0	39	6
	幼稚園	18	0	0	0	18	0
2021 年	小学校	20	0	0	0	19	1
3 月卒業	中学校	7	1	1	0	0	5
	高等学校	0	0	0	0	0	0
	特別支援	2	0	0	0	2	0

教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること。【第 22 条の 6　第 6 号関係】

◎教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組内容